

一般事業主行動計画

職員が仕事と生活、子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. **計画期間**：令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的休暇の取得促進

男性の子育て目的の休暇日数を現在の年間0日から年間5日以上にする

※該当者がいない年度に関してはこのかぎりではない

男女ともに育児のための休暇を取りやすい職場環境をつくり、男性の子育てへの積極的な参加を推進し、法人としてこの取り組みを支援していく

<取組内容・実施時期>

令和4年4月～

- 取得促進のためのリーフレット等を掲示する
(育児休業は女性のための制度という概念をなくすため)
- 該当者の確認(期間中随時)

令和5年4月～

- 取得日数の確認と非取得該当者への促しをする

目標 2：妊娠中や産休・育休復帰後の職員のための相談窓口を設置する

<対策>

- 相談窓口を設置し、チラシの掲示等により周知する
- 育児復帰後の勤務体系その他、対象者へ働きかけを行う
- 男女ともに育児のための休暇を取りやすい職場環境づくり

